

### Q 総合戦略の中に、筆文化をどのように織り込むのか。



大瀬戸宏樹議員

A 〈三村町長〉

筆文化の魅力を発信するとともに、観光・交流の拠点の整備を検討する。

〔Q1〕 熊野町において、筆文化は一つの骨格をなすものであり、わが町の大きな財産、宝である。今年度中に策定する総合戦略の中で、この筆文化に関してどのように織り込むのか。

〔A1〕 本町固有の大変重要な地域資源である筆文化を教育、福祉、観光などの様々な面に生かした特色のある施策を実施する。

また、PRビデオの制作や、東京オリンピックの場を有効活用する等、国内外の方に広く熊野筆及び熊野町の魅力を発信する取り組みや、筆の里工房を拠点とする観光・交流の場の整備を検討する等、筆文化を利活用した取り組みを掲げている。

〔Q2〕 あらゆるツールを利用して、筆文化の更なる浸透を図るべきだが、特に筆の里工房は重要な発信基地だと考える。ここを拠点とする情報発信をさらに強化すべきではないか。

〔A2〕 今後、知名度を有してきた『筆』をキーワードとして、情報発信に更に努め、策定中の総合計画や総合戦略の中にも積極的に活用していきたい。同時に筆文化の発信によって選定住の優位性をPRしていきたい。

筆の里工房は、年間7万人以上の人々の交流の場であるが、今後、アクセスの向上や、市街地との一体感など整備しつつ、筆の里工房の拠点化の一層の強化を図っていくよう検討する。

### Q 町内の太陽光発電の現状と展望



竹爪 憲吾議員

A 〈三村町長・岩田総務部長〉

避難所の非常用電源を確保する観点で、太陽光発電設備を設置している。

〔Q1〕 町内に設置されている太陽光発電設備の設置状況は把握できているか。

〔A1〕 小規模の発電設備は、固定資産税の償却資産とみなされないことから、町内の設置状況を完全に把握している状況はない。

〔Q2〕 町運営の太陽光発電設置状況と今後の計画は。

〔A2〕 庁舎、町民会館に設置している。年度内には、くまの・みらい交流館にも設置する。また、屋根を企業に有償で貸し出した施設は、小学校3校、図書館、中央及び東部地域健康センターの6施設で、災害時には非常電源として町が無償で使用できる協約を結んでいる。

〔Q3〕 太陽光発電設備の設置に対する規制はあるのか。

〔A3〕 太陽光発電設備の施工場所や整地方法等によるが、農地法、森林法、宅地造成等規制法、電気事業法、県の景観条例等の規制、基準に適合して設置されていると理解している。

〔Q4〕 エコ推進の一環として、照明のLED化は、公有施設ではどうか。

〔A4〕 大規模改造等の機会をみてLED化を推進したい。



### Q 地方創生



民法 正則議員

A 〈三村町長〉

定住・交流人口の増加を図るような取り組みを掲げ、計画的に事業実施していくことが必要である。

〔Q1〕 全国の728市区町村で地方版総合戦略を作成しているが、本町の進捗状況は。

〔A1〕 現在、後期基本計画と一体的に総合戦略を策定している。

〔Q2〕 地方創生の核として、筆の里工房周辺の再開発を検討されているが、その目的、概要は。

〔A2〕 本町の交流拠点の一つである筆の里工房は、単独施設であることから、来館者の滞在時間が極めて短い。来館者が有意義な時間を過ごし、本町の魅力を十分に体験いただくような仕掛けが必要であり、筆の里工房の周辺整備は、その取り組みの一環として検討している。

〔Q3〕 人口ビジョンに関し、2060年に国は20%減の1億人、広島県は18%減と見込んでいるが、本町はどうか。

〔A3〕 国立社会保障人口問題研究所は、2040年に1万7,600人、2060年に1万3千人と推計している。

〔Q4〕 地方創生関連の上乗せ交付金とは。

〔A4〕 総合戦略に基づいて実施する事業を計画し、国に申請して、国から交付されるもので、ソフト事業が中心で、町では1千万円が上限とされている。

### Q 人権への取り組み



荒瀧 穂積議員

A 〈三村町長・岩田総務部長・民法教育部長〉

第5次熊野町総合計画に沿って行っていく。

〔Q1〕 人権週間にあたり、基本的人権の再確認をしたい。

憲法では、「人権は、先人の試練に堪えた努力の末、私たちに信託されたもの。侵されない永遠の権利として不変の努力で保持し、行政は公共の福祉に反しない限り、最大限尊重しなければならない。」とある。

人権に関する行政運営上の考えを聞く。

〔A1〕 総合計画に「すべての人が自分らしく生きることのできる社会を確立すること」を施策目標に掲げ、人権が守られ、尊重される社会、男女がともに協力し合える社会を形成するための意識啓発に努めている。

〔Q2〕 先日の人権啓発講座に参加した。「モラルハラスメント」は、家庭に限らず地域でも起こりうる。町は、どのような認識なのか。

〔A2〕 地域の特徴は尊重しつつも、人権の重大さを念頭におき、指導・支援していく。

〔Q3〕 選挙への投票権も大切な人権の一つである。18歳以上の町民は投票権を有した。公共の福祉に資する責任をどのように涵養するのか。

〔A3〕 町選挙管理委員会において、中学校の生徒会選挙や成人式における模擬投票の支援・協力、広報紙による啓発等について実施可能なものから順次着手がなされている。